



平成27年 2月12日

各 位

会 社 名 株式会社トーア紡コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 長 井 渡
(コード：3204、東証第1部)
問合せ先 管理本部総務部長 森 俊 男
(TEL. 06-7178-1151)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年2月12日開催の取締役会において、平成27年3月27日開催予定の第13回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を併合により変更（1,000株から100株に変更）することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に合わせるとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成27年7月1日（水）をもって、平成27年6月30日（火）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成26年12月31日現在）	89,404,488株
株式併合により減少する株式数	80,464,040株
株式併合後の発行済株式総数	8,940,448株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成26年12月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当社の株主構成】

(平成26年12月31日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
10株未満所有株主	303 名 (3.91%)	490 株 (0.00%)
10株以上所有株主	7,455 名 (96.09%)	89,403,998 株 (100.00%)
全株主	7,758 名 (100.00%)	89,404,488 株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様303名(所有株式数の合計490株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

平成27年3月27日開催予定の第13回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、現在1,000株となっている当社株式の売買単位を100株とするため、単元株式の変更を行うものであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成27年7月1日(水)

(4) 単元株式数の変更の条件

平成27年3月27日開催予定の第13回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は平成27年7月1日(水)ですが、株式売買後の振替手続の関係で、平成27年6月26日(金)をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 当社グループの事業の現状に即し、その新たな事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条に定める目的を変更するものであります。
- ② 上記「2. 単元株式数の変更」に伴う規定の変更を行うものであります。
- ③ 上記② の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。
- ④ 社外取締役役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、現行定款第30条第2項を変更するものであります。なお、この規定の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) ~ (5) (条文省略)</p> <p><新設></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(6) 前各号の業務に付帯する業務</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>143,000,000</u>株とする。</p> <p>(単元株式数および単元未満株式の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (第1項条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額</u>とする。</p> <p><新設></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) ~ (5) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(6) ヘルスケア商品の売買</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(7) 前各号の業務に付帯する業務</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>14,300,000</u>株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (第1項現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第6条 (発行可能株式総数) および第8条 (単元株式数) の変更は、平成27年7月1日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u></p>

(3) 定款の一部変更の条件

平成27年3月27日開催予定の第13回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案は、本定款の一部変更に関する議案の第6条および第8条が承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更の日程

平成27年2月12日（木）：取締役会決議日

平成27年3月27日（金）：定時株主総会決議日および定款の一部変更の効力発生日（第2条、第30条）

平成27年7月1日（水）：株式併合および単元株式数の変更の効力発生日
定款の一部変更の効力発生日（第6条、第8条）

以上

（添付資料）

【ご参考】株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】

株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今般、当社では10株を1株とすることを予定しております。

Q 2 単元株式数とは何ですか。

単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数1,000株を100株とすることを予定しております。

Q 3 株式併合と単元株式数の変更とはどのようなことですか。

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内の上場株式の単元株式数、すなわち売買単位を最終的に100株にすることを目標としており、当社としてはこれに応えるべく、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものです。

また、単元株式数の変更と同時に株式併合を実施することとし、10株を1株に併合したうえで、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 4 株主の所有株式・議決権はどのようになるのですか。

株式併合と単元株式数の変更を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	6,000株	6個	600株	6個	なし
例②	3,500株	3個	350株	3個	なし
例③	304株	なし	30株	なし	0.4株
例④	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合は、全ての端数株式を当社が一括して売却または買い取り、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫びを申しあげますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

例③、④の株主様は株式併合前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。「単元未満株式の買増し」制度は当社にはございません。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5 株式併合は、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはありません。

ご所有株式数は併合前の10分の1となり、例えば1,000株お持ちの株主様の株数は100株になりますが、1株当たりの純資産額は併合前の10倍となります。

また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q 6 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金が減りませんか。

ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、端数株式につきましてはQ 4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 7 スケジュールはどのようになっていますか。

次のとおり予定しております。

平成27年3月27日（金）： 定時株主総会決議日

平成27年6月25日（木）： 現在の単元株式数（1,000株）での売買の最終日

平成27年6月26日（金）： 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。
株価に株式併合の効果が反映されます。

平成27年7月1日（水）： 株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

Q 8 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

〔お問い合わせ先〕

株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

電話 0120-232-711（フリーダイヤル）

〔受付時間 平日 9：00～17：00〕

以 上